



2023年2月20日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 東 名  
代表者名 代表取締役社長 山本 文彦  
(コード番号：4439 東証プライム・名証プレミア)  
問 合 せ 先 常務取締役管理本部長 日比野 直人  
(TEL 059-330-2151)

## 「内部統制システムの基本方針」の一部改訂に関するお知らせ

当社は、2023年2月20日開催の取締役会において、会社法施行規則に則った企業集団内部統制への適合、反社会的勢力排除の整備についての別記、要点の簡略化と明確化を目的に「内部統制システムの基本方針」を一部改訂することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

- 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 「コンプライアンス方針」を制定し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
  - ② 取締役会は法令遵守及び企業倫理を全社に周知・徹底する。
  - ③ 取締役及び使用人が法令・定款に違反する行為を発見した場合の内部通報制度「東名目安箱」を設置する。
  - ④ 内部監査室を設置し、「内部監査規程」に従い監査を実施し、その結果を代表取締役社長、取締役会及び監査役会に報告する。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ① 取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、適切に保存及び管理を行う。
  - ② 情報の取り扱いについては、「内部情報管理規程」及び「個人情報保護規程」等に基づき、適切に取り扱う。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① リスク管理体制を構築するため「リスク管理規程」を制定し、当社全体のリスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
  - ② 事業活動に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、コンプライアンス委員会及び経営会議で審議し、リスク管理を行う。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ① 経営理念を機軸として策定した中期経営計画に基づき、年度計画及び業務目標を明確にし、各業務を執行する。
  - ② 取締役会の運営に関する「取締役会規程」を定めるとともに、取締役会を毎月開催するほか、必要に応じて臨時開催する。
  - ③ 常勤取締役及び常勤監査役を構成員とする経営会議を毎月開催し、取締役の職務執行に係る重要事項の報告、取締役会における意思決定の審議を行う。
- 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
当社取締役は子会社取締役から、子会社の業績及び業務に関する報告を定期的に受けるとともに日常的な意思疎通を図る。
  - ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
子会社に「リスク管理規程」を制定し、当社の管理担当取締役が統括し、リスク管理を行う。
  - ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
「関係会社管理規程」に基づき、当社の管理本部が子会社の管理を行う。
  - ④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
当社と共通の「コンプライアンス方針」の制定、内部通報制度を設置する。  
また、内部監査室が定期的に子会社の内部監査を行い、その結果を代表取締役社長、取締役会及び監査役会に報告する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
    - ① 監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役の意見を尊重してこれを決定する。
    - ② 前項に配置される補助使用人の独立性を確保するため、人事異動、人事考課等については、監査役の同意を得たうえで決定する。
  7. 監査役その職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
補助使用人は、監査役の指揮命令下で業務を行い、監査役以外からの指揮命令は受けないものとする。
  8. 取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
    - ① 当社グループの取締役及び使用人等は、各監査役の要請に応じて適宜適切に報告するほか、経営上に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上又は財務上に係る諸問題を発見した時は直ちに監査役に報告する。
    - ② 監査役に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。
  9. 監査役その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役が職務を執行するうえで、当社に対し、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務に必要なないと証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を支払う。
  10. その他監査役その職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
    - ① 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
    - ② 監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互補完を図る。
    - ③ 監査役は、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席し、重要な意志決定の過程及び業務の執行状況を把握するとともに意見を述べることができる。
  11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況  
当社グループは、健全な会社経営のため、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。  
また、不当要求等の介入に対しては、警察や弁護士等の外部専門機関と緊密に連携のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、断固としてこれを拒絶する。

以上

「内部統制システムの基本方針」新旧対照表

(下線は変更箇所を示しています)

変更前 (旧)	変更後 (新)
<p>当社グループは、コーポレート・ガバナンスを維持していかうえで、業務の適正を確保するために必要な体制の確保・整備は、<u>経営上必要なプロセスであると認識し、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり内部統制システムの構築に関する基本方針を定める。</u></p>	<p>業務の適正を確保するために必要な体制の整備は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり内部統制システムの構築に関する基本方針を定める。</p>
<p>1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  <u>(a) 法令・定款及び社会規範を遵守するための「コンプライアンス方針」を制定し、全社に周知・徹底することにより、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。</u>  <u>(b) 内部通報規程を適切に運用することにより、内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。</u>  <u>(c) 当社グループは、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求があった場合には、反社会的勢力排除規程に基づき総務部を対応主管部署とし、警察や弁護士等の外部専門機関と連携を取りながら断固としてこれを拒絶する。</u>   <u>(d) 代表取締役社長が直轄する内部監査室を置き、内部監査計画を取締役に報告するとともに、それに基づき各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その結果を代表取締役社長、取締役会及び監査役会に報告する。</u></p>	<p>1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  <u>①「コンプライアンス方針」を制定し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。</u>   <u>②取締役会は法令遵守及び企業倫理を全社に周知・徹底する。</u>  <u>③取締役及び使用人が法令・定款に違反する行為を発見した場合の内部通報制度「東名目安箱」を設置する。</u>  <u>④内部監査室を設置し、「内部監査規程」に従い監査を実施し、その結果を代表取締役社長、取締役会及び監査役会に報告する。</u></p>
<p>2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  <u>(a) 取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程などの規程に基づき、管理本部が適切に保存及び管理を行う。</u>  <u>(b) 取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。</u></p>	<p>2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  <u>①取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、適切に保存及び管理を行う。</u>   <u>②情報の取り扱いについては、「内部情報管理規程」及び「個人情報保護規程」等に基づき、適切に取り扱う。</u></p>
<p>3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  <u>(a) リスク管理及び対策についてはリスク管理規程及びコンプライアンス規程に基づき、管理本部長を議長とするコンプライアンス委員会及び取締役会において審議を行い、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。</u>  <u>(b) 危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速対処するものとする。</u></p>	<p>3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  <u>①リスク管理体制を構築するため「リスク管理規程」を制定し、当社全体のリスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。</u></p>

	<p><u>②事業活動に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、コンプライアンス委員会及び経営会議で審議し、リスク管理を行う。</u></p>
<p>4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</p> <p><u>(a) 取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。</u></p> <p><u>(b) 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。</u></p> <p><u>(c) 常勤取締役及び常勤監査役を構成員とする経営会議を実施し、職務執行における重要事項に関する報告、協議を行なう。</u></p>	<p>4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</p> <p><u>①経営理念を機軸として策定した中期経営計画に基づき、年度計画及び業務目標を明確にし、各業務を執行する。</u></p> <p><u>②取締役会の運営に関する「取締役会規程」を定めるとともに、取締役会を毎月開催するほか、必要に応じて臨時開催する。</u></p> <p><u>③常勤取締役及び常勤監査役を構成員とする経営会議を毎月開催し、取締役の職務執行に係る重要事項の報告、取締役会における意思決定の審議を行う。</u></p>
<p>5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制</p> <p><u>(a) 管理本部が管理担当となり、関係会社管理規程に基づき、関係会社管理を行う。また、職務権限規程に基づき、親子間で利益相反が生じる取引、重要な人事等の子会社で決議すべき重要事項を除き、子会社の重要な決裁事項は当社にて行う。</u></p> <p><u>(b) 取締役会は、当社グループの経営計画を決議し、管理本部はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。</u></p> <p><u>(c) 内部監査室は、内部監査規程に基づき、当社グループの内部監査を行い、その結果を代表取締役社長に報告する。</u></p>	<p>5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制</p> <p><u>①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制</u>  <u>当社取締役は子会社取締役から、子会社の業績及び業務に関する報告を定期的に受けるとともに日常的な意思疎通を図る。</u></p> <p><u>②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制</u>  <u>子会社に「リスク管理規程」を制定し、当社の管理担当取締役が統括し、リスク管理を行う。</u></p> <p><u>③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</u>  <u>「関係会社管理規程」に基づき、当社の管理本部が子会社の管理を行う。</u></p> <p><u>④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</u>  <u>当社と共通の「コンプライアンス方針」の制定、内部通報制度を設置する。</u>  <u>また、内部監査室が定期的に子会社の内部監査を行い、その結果を代表取締役社長、取締役会及び監査役会に報告する。</u></p>
<p>6. 監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項</p> <p><u>監査役求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。</u></p>	<p>6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項</p> <p><u>①監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役の意見を尊重してこれを決</u></p>

	<p>定する。</p> <p>②前項に配置される補助使用人の独立性を確保するため、人事異動、人事考課等については、監査役の同意を得たうえで決定する。</p>
<p>7. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項</p> <p>(a) 監査役の職務を補助する使用人の任命、異動、人事考課、処罰等については、監査役会の意見を聴取し、尊重するものとする。</p> <p>(b) 監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長等の指揮・命令は受けないものとする。</p>	<p>7. 監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項</p> <p>補助使用人は、監査役の指揮命令下で業務を行い、監査役以外からの指揮命令は受けないものとする。</p>
<p>8. 取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制</p> <p>(a) 当社グループの取締役及び使用人等は、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うとともに、次のような緊急事態が発生した場合には、遅滞なく報告するものとする。</p> <p>①当社グループの経営上に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上または財務上に係る諸問題</p> <p>②その他当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事象</p> <p>(b) 監査役に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。</p>	<p>8. 取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制</p> <p>①当社グループの取締役及び使用人等は、各監査役の要請に応じて適宜適切に報告するほか、経営上に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上又は財務上に係る諸問題を発見した時は直ちに監査役に報告する。</p> <p>②監査役に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。</p>
<p>9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項</p> <p>(a) 当社グループは、監査役職務の執行について生ずる費用については速やかに支払う。</p> <p>(b) 監査役が必要に応じ会計監査人・弁護士等などの外部専門家に相談する場合、その費用を負担する。</p>	<p>9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項</p> <p>監査役が職務を執行するうえで、当社に対し、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務に必要なと証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を支払う。</p>
<p>10. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制</p> <p>(a) 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。</p> <p>(b) 監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。</p> <p>(c) 監査役は、取締役会その他、経営会議その他の重要な会議に出席し、重要な意志決定の過程及び業務の執行状況を把握するとともに必要な意見を述べることができる。</p>	<p>10. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制</p> <p>①監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。</p> <p>②監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互補完を図る。</p> <p>③監査役は、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席し、重要な意志決定の過程及び業務の執行状況を把握するとともに意見を述べることができる。</p>
	<p>11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況</p> <p>当社グループは、健全な会社経営のため、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係</p>

	<p><u>を持たない。</u> <u>また、不当要求等の介入に対しては、警察や弁護士等の外部専門機関と緊密に連携のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、断固としてこれを拒絶する。</u></p>
--	--